

物品の電子入札拡充における注意点

平成 29 年 6 月
福井市財政部契約課物品契約係

① 今後はすべての入札を電子入札としますが、紙による入札も認めます（入札書の提出方法等は従来の紙入札と異なります。）

※資料 1 参照

② 電子入札システムの利用は入札案件のみとし、見積合わせ等は従来どおり紙により行います。

③ 電子入札の拡充により指名競争入札の指名基準が変わることはありません（一般競争入札における入札条件も同様）。

④ 物品の電子入札システムを利用するには、「電子入札システム利用申込書」を契約課に提出した上で、発行された I D ・パスワードを使って電子入札システム（物品）の利用者登録を行う必要があります。

⑤ 発行する I D ・パスワードは、建設工事、測量・建設コンサルタント業務、一般業務で使用しているものとは異なります（福井県や他の自治体のものとも異なります）。

⑥ 県や当市の他の電子入札システム（建設工事等）で使用している I C カードは、登録している代表者が同じであれば使用可能です（代表者名義のものに限ります）。

⑦ 電子入札システムの基本的な操作方法は、福井県と同じです。